

自然災害等(大雨洪水・台風・降雪等)発生時の対応について

群馬県立利根実業高等学校

1. 自然災害発生時の登校前の対応

警報、特別警報発令時の対応：下記の(1)【原則】に基づく対応をしてください。

警報が発令されていないが、登校が困難な場合の対応：下記の(2)【個別判断】に従ってください。

(1)【原則】(警報、特別警報発令時の対応)

※対象となる警報：暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、各種特別警報

- ① 午前 6 時 00 分の時点で、本校所在地(沼田市・利根郡)、又は生徒の居住地域・通学経路に上記いづれかの警報・特別警報が発令されている場合は、自宅待機とします。
- ② 午前 10 時 30 分までに警報が解除された場合は、安全に十分注意して登校してください。(午後から授業を開始します)。また、登校が困難な場合は下記の(2)【個別判断】に従ってください。
- ③ 午前 10 時 30 分の時点で警報が継続している場合は、臨時休校(家庭学習)とします。

※ 大雨警報や洪水警報のみの場合は、原則として通常登校です。

ただし、通学路の状況等から危険が予想される場合は、下記の(2)【個別判断】に従ってください。

(2)【個別判断】(警報が発令されていないが、登校が困難な場合)

○警報が発令されていない場合でも、以下の理由で安全な登校が困難だと保護者が判断した場合は、家庭学習としてください。

- ① 通学で利用する公共交通機関(JR、路線バス等)が運休している場合。
- ② 大雨や積雪等により、通学路が通行止めとなり登校手段が全てない場合。

※ 上記(2)【個別判断】により家庭学習とする場合は、必ず保護者の方から学校へ欠席の連絡をお願いいたします。連絡がない場合、安否確認のため学校からご連絡することがあります。

2. 在校中および休日の対応

- ① 在校中に警報が発令された場合：生徒の安全を第一に、交通機関の状況等を考慮した上で、下校時間の繰り上げなど適切な措置を講じます。
- ② 休日の活動(部活動、補習、検定等)：自然災害の影響が予想される場合は、担当職員から中止等の連絡をしますので、その指示に従ってください。

3. 学校からの連絡

○臨時休校や始業時間の繰り下げなど、学校として一斉の措置を決定した場合は、以下の方法で連絡します。

- ① 連絡方法：スマート連絡帳(保護者向け)、Google クラスルーム(職員、生徒向け)、ホームページ(全体)
- ② 学校からの連絡がない場合は、原則として通常登校です。